

徳島県規則第二十三号

徳島県保有車両管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年三月三十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県保有車両管理規則の一部を改正する規則

徳島県保有車両管理規則（昭和四十二年徳島県規則第三十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第十二号中「の所有に属する」を「が所有又は賃借（自動車検査証の使用者の欄に記載されている者が徳島県である自動車及び軽自動車に係るものに限る。以下同じ。）をしている」に改める。

第三条第一項中「の所属する課等」を「が配置されている課等、所又は支所等」に改め、同条第二項中「課長等」の下に「、所長及び支所長等」を加え、同条第三項中「課長等」を「課長等、所長及び支所長等」に、「課等」を「課等、所又は支所等」に改める。

第七条の見出しを「（県有車両台帳及び県有車両予約システム）」に改め、同条に次の一項を加える。

2 管財課長は、すべての県有車両について、県有車両予約システム（県有車両の使用の予約、運行等の把握及び記録を行うための電子情報処理組織をいう。以下同じ。）に必要な事項を登録しなければならない。

第十五条中「（管財課に所属する共用自動車及び貸出自動車を除く。）」を削り、「県有車両使用簿（様式第七号）により、「を「県有車両予約システムにより、当該県有車両を管理する」に改める。

第二十条第四号中「課長等」を「当該県有車両を管理する課長等」に改め、同条第五号中「（管財課に所属する共用自動車及び貸出自動車を除く。）」を削り、「県有車両使用簿」を「県有車両予約システム」に、「記録し、課長等、所長又は支所長等に報告すること」を「記録すること」に改める。

様式第三号中「購入先」を「購入（リース）先」に、「購入金額」を「購入（リース）金額」に改める。

様式第五号から様式第七号まで次のように改める。

様式第五号から様式第七号まで 削除

様式第十号中「購入年月日」を「購入（リース）年月日」に、「購入価格」を「購入（リース）価格」に改める。

附 則

1 この規則は、令和五年五月一日から施行する。ただし、第二条の改正規定は、同年四月一日から施行する。

2 この規則の施行の日前にされた改正前の第十五条の規定による県有車両の使用の承認（同日以後の県有車両の使用に係るものに限る。）は、改正後の同条の規定による県有車両の使用の承認とみなす。